岩手県内水面漁場管理委員会指示第 号

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項及び第130条第4項の規定に基づき、魚類の採捕に関し、次のとおり禁止し、又は制限する。ただし、知事の許可を受けた者が行う試験研究等については、この限りでない。この場合において、当該知事の許可を受けた者は、当該試験研究等が終了したときは、遅滞なく、その旨を岩手県内水面漁場管理委員会に報告しなければならない。

令和2年 月 日

岩手県内水面漁場管理委員会

会長 佐藤由也

1 中津川及び米内川

(1) 下の橋上流端から中津川と米内川との合流点までの中津川本流及び同合流点から米内橋上流端までの米内川本流の区域

魚種	漁具又は漁法	禁止期間
あゆ	餌釣り	令和2年7月1日から同年12月31日まで
	がら掛け	令和2年7月1日から同年9月9日まで及び同年10月11日
		から同年12月31日まで
	擬餌釣り又は友釣り	令和2年7月1日から同月4日まで
その他の魚種(さく	流し毛ばり釣り	令和2年6月1日から同年7月4日まで
らますを除く。)		

(2) 中津川と北上川との合流点から下の橋上流端までの中津川本流の区域

魚 種	漁具又は漁法	禁止期間
あゆ	餌釣り	令和2年7月1日から同年12月31日まで
	擬餌釣り又は友釣り	令和2年7月1日から同月4日まで
その他の魚種(さく	流し毛ばり釣り	令和2年6月1日から同年7月4日まで
らますを除く。)		

2 甲子川

(1) 矢の浦橋上流端から五の橋下流端までの甲子川本流の区域

魚種	漁具又は漁法	禁止期間
あゆ	餌釣り又はがら掛け	令和2年7月1日から同年12月31日まで
	擬餌釣り又は友釣り	令和2年7月1日から同月4日まで及び同年9月15日から
		同年12月31日まで
さくらます	餌釣り又は擬餌釣り	令和2年6月1日から同月30日まで
その他の魚種	餌釣り又は擬餌釣り	令和2年6月1日から同年7月4日まで

(2) 五の橋下流端から枯松沢との合流点までの甲子川本流の区域

魚 種	漁具又は漁法	禁止期間
あゆ	餌釣り又はがら掛け	令和2年7月1日から同年12月31日まで
	擬餌釣り又は友釣り	令和2年7月1日から同月4日まで
さくらます	餌釣り又は擬餌釣り	令和2年6月1日から同月30日まで
その他の魚種	餌釣り又は擬餌釣り	令和2年6月1日から同年7月4日まで